



CEPA 2009の自由化措置 － 香港の拡大する機会

2009年7月31日

□ 概要

- ・ 20のサービス分野で29の自由化措置が追加
- ・ 2つのサービス分野が追加、また個人所有店に4つのサービス分野を開放
- ・ CEPA適用対象のサービス分野で9つの広東省パイロット措置を実施
- ・ CEPA原産地規則の適用製品が28品目追加され計1,565品目に拡大

中央政府と香港政府は、2009年5月に中国・香港経済貿易緊密化協定（CEPA）付属文書VIに基づく自由化措置パッケージに合意した¹。付属文書VIは、18の既存サービス分野で自由化を強化し、鉄道輸送および研究開発サービス分野で新分野を開放するもので、20のサービス分野を対象にした計29の自由化措置が含まれている。これらの新CEPA措置は2009年10月に実施される予定である。

広東省で各種のパイロット措置を早期実施するという概念に先鞭を付けた付属文書Vの流儀になって²、これらのパイロット措置が付属文書VIに基づく最新自由化パッケージの重要な特徴になっている。2009年10月から計9つのパイロット措置が広東省で実施される

¹ 最初のCEPA協定は中央政府と香港政府との間で2003年6月に調印、2004年に実施された。それ以来両政府は、2004年から2009年まで毎年、合計6つの付属文書に調印した。2009年10月に実施される付属文書VIによってCEPA自由化措置は第6段階に入る。

² CEPAの付属文書Vによる2008年自由化措置に関する分析は<http://www.hktdc.com/info/mi/a/ef/en/1X0041FI/1/Economic-Forum/CEPA-2008-Liberalisation-Measures-Opportunities-For-Hong-Kong.htm> で見ることができる。

予定である。明らかにこれらの措置は、香港との密接な協力関係を求めた珠江デルタ地区改革発展計画綱要（2008～2020年）³に盛り込まれた政策方針を補うものであり、広東省のサービスレベルの向上に寄与するだろう。

中国本土に拠点を置く外国の銀行と比較して特に香港の銀行を有利にする最新パイロット措置のひとつに、広東省への「越境」出張所の設置の許可がある。これによって、出張所設置前の同一行政区内への支店設置の義務が廃止されるため、それだけ出張所設置に必要な資本コストが削減され、広東省において香港の銀行の営業範囲がより急速に拡大されることになるだろう。

銀行以外にも、広東省の法務サービス企業が本土市場に拠点を置いている香港の法律サービス企業と提携できるようにする規制緩和も、香港の法務サービス産業に利益をもたらすだろう。他のパイロット措置は、会議・展示会、公益事業、通信、証券、海運、鉄道輸送の7分野が対象である。

これらのパイロット措置は、制限の廃止およびアクセス条件の緩和によって香港・広東省間のサービス分野の協力関係を深め、広東市場における前例のない優れた機会を香港のサービス事業者（HKSS）に提供することになるだろう。例えばHKSSは、他の外国企業には開放されていない広東省のクラスB（Class-B）港を利用できる。また持ち株比率の制限を受けずに、広東省の人口100万人未満の都市に都市ガス網を敷設し、運営することができる。さらには広東省において展示面積1,000平方メートル以上の展示会を開催する許可を当局に申請できる。

CEPAは、金融分野の協力関係強化のために中央政府と香港政府が採用した重要なメカニズムである。付属文書VIで両政府は、香港の上場証券に連動するオープンエンドの株価指数連動型上場投資信託（ETF）を本土に導入するための調査の実施に同意した。将来、このETFによって香港の株式需要が増大し、香港が関連EFT製品の構成において重要な役割を果たすことになるだろう。中央政府は付属文書IIIでは、CEPA実施と並行して香港が銀行の人民元業務を許可された初めての本土外の都市になったことを受けて、香港における人民元業務のさらなる拡大について積極的に調査することに合意している。2007年に香港で初めての人民元建て債券が発行されたことを受けて、2009年4月に香港企業が深圳、東莞、広州などの本土の特定の都市との貿易を人民元で決済することが許可されたが、この措置は、中央政府が2006年の調査において当初に約束した措置を遙かに上回るものであった。

また中国公民としての扱いを受ける香港永久居民は、CEPAに基づき、中国各地で個人所

3 珠江デルタ地区改革発展計画綱要（2008 - 2020年）
(<http://en.ndrc.gov.cn/policyrelease/P020090120342179907030.doc>)

有店を経営することが許可されているが、付属文書VIでは、許可される事業範囲に個人診療所、経済・貿易コンサルティング、企業経営コンサルティング、一部の卸売サービスの4分野が追加された。これらの新措置は、香港居住者の起業家精神をさらに刺激することになるだろう。

CEPAは、他の自由貿易協定の締結国に与えられていながら、CEPAの前段階に導入されなかった自由化措置を、中央政府がCEPAの次段階に導入するようにする「生きた協定」であることが特徴のひとつとしてあげられる。前2回の付属文書ではチリおよびASEANに与えられた自由化措置が導入されたのに続いて、付属文書VIにはパキスタンに与えられた3つの自由化措置が盛り込まれた。

パイロット措置を含め、付属文書VIに基づく自由化措置は、本土市場における新たな事業機会や先行者優位性をHKSSに提供するだけでなく、広東省と香港の協力を促進し、両地域の密接な経済統合を促す働きもする。

2006年1月から、両政府の合意したCEPA原産国規則に適合する香港原産品に中国本土へのゼロ関税アクセスが認められた。2004年1月から2009年6月までの期間に、ゼロ関税適格品の品目数は273から1,537品目に拡大された。さらに2009年7月には、ゼロ関税適用品目が28品目追加され、計1,565品目に拡大された。それ以外の品目には、4%から17.5%の範囲の関税が課される。

◆サービス貿易

CEPA 付属文書 VI は、中央政府と香港政府が共同発表した CEPA の第 7 番目のパッケージである。この付属文書 VI に基づく最新のサービス貿易自由化措置は、2009 年 5 月に調印され、2009 年 10 月に実施される。この実施時期は、従来の付属文書の実施時期に比べて 3 ヶ月前倒しされている。

付属文書 VI では、CEPA の適用対象となるサービス分野が新規に 2 分野追加され、合計 42 分野へ拡大となり、うち既存 18、新規 2 分野の計 20 のサービス分野を対象に、29 の自由化措置が追加された。従って、2004 年の CEPA 施行以来、CEPA に基づいて約 250 のサービス自由化措置が導入されることになる。

中央政府は、付属文書 VI に基づくサービス自由化措置に従い、航空輸送、音響・映像 (AV)、銀行、建設、会議・展示会、文化、流通、個人所有店、職業仲介、法務、海運、医療、印刷、公益事業、鉄道輸送、不動産、研究開発、証券、通信、観光分野において、市場アクセス条件を緩和した。

広東省と香港の地理的にもビジネス上にも密接な関係にあり、これまでも常に両地の密接な経済協力を促進する原動力となってきた。2008 年 12 月、中国国家発展改革委員会は、珠江デルタ地区改革発展計画綱要 (2008～2020 年) を発表した。この計画綱要は、改革および経済再編計画を推進するより大きな自由を珠江デルタ (以下 PRD) に与えるための野心的な青写真である。この綱要でも、広東省と香港のより密接な協力の必要性が強調されている。

珠江デルタ地区改革発展計画綱要では、PRD の自由化推進と香港との協力関係強化のためのパイロット措置の利用が、なによりも重視されている。それ以外の計画綱要の重要分野には、金融分野における香港との協力強化、国際金融センターとしての香港に対する支援、国際物流サービスの共同開発、香港と PRD の交通・情報網の統合などがある。

付属文書 VI には、銀行、会議・展示会、法務、公益事業、通信、証券、海運、鉄道輸送の 8 サービス分野を対象とする広東省パイロット措置のための計 9 件の自由化措置が盛り込まれている。これらパイロット措置が有効であった場合には、本土の他省にも拡大されることになっている。このような意向は、PRD を周辺地域および汎 PRD の発展を導く中国経済発展の原動力にするという、計画綱要で規定された政策方針にも合致している⁴。

4 一般に「9+2」として知られる汎珠江デルタには、広東省、福建省、江西省、湖南省、広西省、海南省、四川省、貴州省、雲南省に香港とマカオの特別行政区が含まれる。

CEPAの適用対象となるサービス分野（第1～第7段階）

会計	個人所有店*	職業資格試験
広告	情報技術	公益事業*~
航空輸送*	保険	鉄道輸送°~
音響・映像（AV）*	職業仲介	研究開発°
銀行*~	職業紹介	科学技術コンサルティング
ビル清掃	法務*	証券*~
コンピュータおよび関連サービス	ロジスティックス	経営コンサルティング・プロジェクト管理関連サービス
建築・不動産*~	鉱業	スポーツ
会議・展示会*~	経営コンサルティング	倉庫・保管
文化・エンターテインメント*	市場調査	通信*~
流通*	医療・歯科*	観光*
高齢者・障害者向け福祉サービス	特許事務代理	商標登録
環境	写真	翻訳・通訳
運送	印刷	輸送（陸運&海運）*~

注記

* CEPA 付属文書VI以前に開放された分野

° 付属文書VIで追加された新分野

~ 付属文書VIに基づく広東省パイロット措置による開放分野

◆CEPAに基づく金融自由化および金融分野の協力

CEPAは、金融分野の協力関係強化のために中央政府と香港政府が採用した重要なメカニズムである。HKSSの本土金融市場へのアクセスを容易にする自由化措置だけでなく、本土金融機関の香港進出を促す多様な措置がCEPAに基づいて追加されてきた。

銀行

香港の銀行分野は、CEPA自由化措置の最大の受益産業のひとつである。CEPAがもたらした重要な利益のひとつに、香港の小規模行でも本土市場により費用効果の高い方法でアクセスできるようにする、参入制限の引き下げがある。例えば本土への支店設置または法人設立、あるいは本土銀行の持ち株取得のための最低資産額は、CEPAの適用を受けない外国銀行に適用されるよりも少ない一律60億米ドルに規定されている（HKSSとCEPAが適用されない他の海外企業との比較）。

付属文書VIでは、2009年に導入された新たな広東省パイロット措置の一環として、香港の銀行または香港の銀行が本土で設立した100%所有の外資系銀行の支店が同省に出張所を「越境」設置できるようになった。これは、同省に出張所を設置する際の事業コストが

削減されたことを意味する。これによって香港の銀行は、広東省内の行政区に最初に支店を設立しなくても、その行政区に出張所を登録できるようになった。

現在、外国の銀行が広東省に支店を設置するためには1億人民元以上の資本金が必要だが、出張所ならば1,000万人民元で設置できる。すなわち、出張所の場合、設立に必要な資本金額が10分の1で済むことになる。香港の銀行は、本土の銀行にさえ適用されていないこの新CEPA措置を利用して、ビジネスネットワークをより素早く展開できるようになるだろう。現在、広東省では香港の13の銀行が営業しているが⁵、それらの銀行すべてがこの措置の恩恵を受けられる。

香港の銀行のサービス水準は地域では優秀だと評価されている。広東省市場を香港の銀行にさらに開放し、同省でビジネスネットワークを迅速に拡大できるようにすれば、香港から進出してきた多数の企業を含め、同省を基盤とする企業に提供されるバンキング・サービスの改善に寄与するだろう。

中央政府は、CEPAが最初に施行された2004年に、本土外の都市として初めて、香港の銀行に個人向け人民元銀行業務（人民元での預金、送金、外国為替、カード）を許可した。その後、中央政府はCEPA付属文書IIIで、香港にある本土の金融機関による人民元建て債券の発行や本土から香港への直接輸入取引の人民元決済を含め、香港で人民元業務をさらに拡大する可能性を積極的に調査する意向を示した。

実際には中央政府は、2006年の調査で当初に約束した措置を上回る措置を実施することに同意した。2007年6月に最初の人民元建て債券が発行され、その後、人民元建て債券が6回発行され、発行総額は220億米ドルに達した。本土の金融機関による人民元建て債券の発行後に中央政府は、2008年12月、香港の適格企業による人民元建て債券の発行を許可することに原則的に合意した。中央政府は最近、香港の銀行の本土支店による香港での人民元建て債券の発行も許可すると発表した。これまでに人民元建て債券を発行した香港の銀行には、HSBC、東亜銀行、中国銀行、スタンダードチャータード銀行がある。

人民元預金の着実な増大、円滑な取引および安定した為替レートが示しているように、香港におけるこれらの人民元業務はいずれも成功している。2009年4月現在、香港で人民元業務に従事する認可銀行39行は、約118万口の人民元口座を管理し、総預金額は530億人民元にも及んでいる。

同様に2009年4月に中央政府は、香港の輸入者による本土からの「直接輸入」を人民元で決済できるようにすると単に約束するのではなく、東莞、広州、上海、深圳、珠海の「本

⁵ これらの香港銀行には、(1) 中国銀行 (HK) (2) 東亜銀行 (3) 創興銀行 (4) CITIC 中信嘉華銀行 (5) 大新銀行 (6) 恒生銀行 (7) HSBC (8) 中国工商銀行(亜州) (9) 南洋商工銀行 (10) 大衆銀行 (香港) (11) 上海商業銀行 (12) 永亨銀行 (13) 永隆銀行がある。

土の特定の5都市との貿易」を香港企業が人民元で決済することを許可した⁶。言うまでもなく、広東省は本土・香港間の貿易で最大のシェアを占めている。人民元業務の開放範囲を個人向け業務から企業向け業務にまで拡大するこのCEPAの新措置は、香港に対する人民元市場の開放に向かう大きな一歩である。これによって国際金融センターとしての香港の地位がさらに強化され、人民元の国際化および完全兌換性のための重要な試験場としての香港の役割も強化されるだろう。

中央政府はCEPA付属文書IVに基づき、金融分野の協力関係を強化するために、香港の銀行による広東省、中西部、東北部での支店開設申請の迅速処理に合意した。これに関して、付属文書VIに基づき中央政府が出張所の「越境」設置を許可したことが、香港の銀行の広東省における営業を中国本土が重視していることの証拠といえるであろう。

また中央政府は付属文書VIで、本土銀行が香港の国際金融プラットフォームを利用して銀行業務を本土外にまで拡大できるよう、本土銀行の香港での子会社設立を積極的に支援すると約束した。一方、香港の銀行は、本土農村部の潜在的銀行市場を開拓し、その開発を支援するよう奨励された。香港の銀行の本土農村部へのアクセスを強化するこれらの措置は、対象となるこれら本土市場での金融産業の発達を促すことになるだろう。

また金融協力分野で中央政府は、CEPAに基づいて、買収、国際資金および外為取引センターの香港への移転、適格本土銀行の香港での上場、本土の金融産業の改革・再編のための香港の金融仲介業者の完全利用などの方法によって、本土銀行の香港でのネットワークおよび営業拡大を支援すると約束した。CEPAの施行以降に本土の金融機関の多くが香港市場に上場するか、香港子会社を設立しており、中には新規株式公開（IPO）の際に当時の世界最高額の時価総額を記録した銀行もある（例えば中国工商銀行（ICBC）の2006年末のIPO）⁷。

下表に明らかなように、CEPAは、HKSSに特恵的アクセスを提供し、本土市場の参入制限を他の外国企業よりも実質的に引き下げている（他の外国企業には下表左の「現行アクセス範囲」の列に記された本土の規制が参入条件として課される。したがってCEPAは明確に「WTOプラス」の待遇を提供する）。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づくHKSSのアクセス範囲
- 外国の銀行が中国に支店を開設するには、総資産 200億ドル以上が必要。	- 香港の銀行*が中国に支店を開設するには、総資産 60億ドル以上が必要。 「香港の銀行」と認められるには、(1) 香港で登記され、か

6 パイロット措置として人民元貿易決済は、本土当局によるパイロット措置実施に関する行政規則が公布された後、2009年7月6日に実施された。

7 中国の一般的な金融機関のかなり多くが、CEPA施行以来、香港での上場を求めている。その例には、交通銀行、中国銀行、中国建設銀行、中国工商銀行、シティック・バンク、中信銀行、招商銀行、平安保険、中国人寿保険などがある。

	<p>つ (2) 香港で以下の営業実績要件を満たしていなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香港で支店を2年以上運営し、法人として3年以上存在していれば、営業実績要件を満たすと見なされる。
	<p>- 香港の銀行が中国本土の銀行の株式を保有するには、申請前年末時点の総資産が60億米ドル以上でなければならない。</p>
<p>- 外国の銀行は、すでに支店を設置した都市に複数の出張所を開設できる。</p>	<p>- 合弁銀行の設立に先立って駐在員事務所設立を義務づける要件が廃止された。</p> <p>- 2009年10月より、広東省に設置された香港の銀行の外国銀行支店は、同省内へのお出張所の「越境」設置を申請できる。すなわち、別の行政区にまず支店を設置しなくても、その行政区にお出張所を設置できる。~**</p> <p>- 2009年10月より、香港の銀行によって本土で設立された100%所有の外資系銀行の広東省を拠点とする支店は、同省内へのお出張所の「越境」設置を申請できる。すなわち、別の行政区にまず支店を設置しなくても、その行政区にお出張所を設置できる。~**</p> <p>** 出張所設置のための関連本土規則に準拠</p>

注記：~CEPA 付属文書VIに基づく広東省パイロット措置

証券、先物、資金運用サービス

CEPAに基づく香港と中国の金融分野の協力関係は、銀行分野以外にも、証券、先物、ファンドマネジメント分野に及んでいる。CEPAは、香港と本土のこれら金融市場を接近させることによって、両者の金融産業にとって相互に利益のある状況を創り出している。

付属文書VIでは、子会社設立の要件を満たす香港および本土の適格証券会社が、証券投資顧問業務を専門とする、合弁の投資顧問会社を広東省に設立することが許可された。香港企業は、この合弁会社の株式を最大3分の1保有できる。以前にも、CEPAの自由化措置に基づいて、香港の金融仲介企業による中国本土での合弁先物仲介企業のマイノリティ出資による設立が許可されていたが、香港の金融仲介企業を急成長市場に先行参入させるこのパイロット措置は、この自由化措置をさらに強化するものである。

金融分野の協力をさらに強化するために、中央政府と香港政府は、付属文書VIに基づき、香港の上場証券ポートフォリオに連動するオープンエンド株価指数連動型上場投資信託(ETF)を本土に導入するための調査の実施に同意した。日本を除けば、香港はアジア最大のETFセンターであり、関連ETF製品の構成で重要な役割を果たすことができる。香港の業界関係者は、香港上場株の需要を刺激し、出来高を拡大する好ましい措置として、こ

のETF提案を歓迎した。

ETF提案は、2007年に発表された「本土個人投資家直接海外ポートフォリオ投資」制度とは比較にならないが、「有資格国内機関投資家」(QDII)制度と同じように、本土資本の秩序ある管理された海外流出を促しながら、本土の投資家が香港上場株に対する投資を多様化できるようにする歓迎すべき代替措置ではある。

本土の適格証券、先物および資金運用会社は、CEPAに基づいて、香港に子会社を設置することができる。本土企業の中には、香港子会社の設立に成功し、グローバル金融市場と密接に統合された香港市場に参入した企業もある。またこうした動きは、香港の金融仲介企業の基盤を拡大し、国際金融センターとしての香港の役割を強化することにも役立っている。

一般に香港の証券および先物産業は、CEPAを通じて本土市場の新たな事業機会から便益を得ることができる。またそれは、本土市場の今後の発展に勢いを与えることにもなるだろう。さらには、香港と本土の証券および先物市場が成長すれば、金融専門家の雇用機会が増えるだけでなく、専門職資格の相互認定および資格試験の条件緩和によって、証券の専門家が両方の市場に柔軟に溶け込むことができるようになるであろう⁸。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づくHKSSのアクセス範囲
- 合弁証券会社（外国側当事者の持ち分は3分の1以下）の設立が許可されている。合弁証券会社は、本土の仲介企業を介さずに直接的にA株の発行引受、B株の発行引受および売買、公債および社債の売買を行える。	- 同じ
- 外国の証券会社は、本土の仲介企業を介さず行われるB株の越境取引に従事できる。	- 同じ
	- 2009年10月より、外資系証券会社海外株主資格要件を満たす香港の証券会社は、子会社設立要件を満たす中国本土の証券会社と広東省に「合弁の証券投資顧問会社」を設立できる。

⁸ 中国証券業協会と香港証券專業学会は、CEPA規定を実施するために、本土または香港の資格試験を受験する証券実務者がそれぞれ地元で受験できるよう手配した。香港において本土の規則および法律に関する試験に合格した者は本土の資格取得を申請でき、その逆に本土で香港の規則および法律に関する試験に合格した者は香港の資格取得を申請できる。

	<ul style="list-style-type: none"> - 合弁投資顧問会社は、本土の証券会社の子会社となり、証券投資顧問業務に専従する。 - 香港の証券会社は、この合弁投資顧問会社の株式を最大3分の1保有できる。
	<ul style="list-style-type: none"> - 香港の仲介企業*は、本土に先物仲介合弁会社をマイノリティ出資で設立できる。 - 先物仲介合弁会社の業務範囲および最低資本額は、本土企業と同一である。 - 本土の先物仲介会社の現在の最低資本額は3,000万人民元である。
	<ul style="list-style-type: none"> - 香港交易所は、北京に駐在人事務所を設置できる。
	<ul style="list-style-type: none"> - 香港の専門職従事者**は、訓練を受け、本土の法律および規制に関する試験に合格すれば、本土の証券・先物専門職資格を取得できる。専門知識に関する試験は不要である。

注記

~ 付属文書VIに基づく広東省パイロット措置

* 付属文書VIで追加された新分野

** 専門職従事者とは、SFCの免許を取得した香港永久居民を指す。

法務サービス

中央政府は、本土の法務サービス市場を他の法律事務所や弁護士以上に香港に対して開放することに力を入れている。現在、中国本土に所在する海外の法律事務所は、中国法に基づく営業活動や本土の法律事務所との提携を許可されていない。

CCEPAに基づく一連の自由化措置によって、香港の法律事務所が本土の事務所と合弁できるようになり、また提携条件も段階的に緩和された。例えば、提携相手となる本土企業の地理的制限が撤廃されたため、香港の法律事務所は本土企業とより柔軟に提携できるようになった。

付属文書VIに基づくパイロット措置の一環として、提携手続がさらに合理化された。本土に駐在員事務所を置く香港法律事務所は、設立後1年以上が経過し、かつ1名以上の設立者が法律業務に5年以上従事した広東省の本土法律事務所と提携して営業できる。これによって香港の法律事務所が広東省の法律事務所と提携する柔軟性が確実に拡大される。

また付属文書VIでは、事務弁護士、法廷弁護士の両方を含め、香港の弁護士が本土で弁護士として営業しやすくなった。CEPAの現行規定では、香港の弁護士は、本土で弁護士としての営業を申請する前に、本土の司法試験を受け、かつ本土の法律事務所1年間の研

修を受けなければならない（研修は本土企業の香港支店で受けられる）。それに対して2009年10月からは、実務経験が5年以上の香港の弁護士は、本土の法律専門職資格を取得し、本土の適用規則に従い本土の弁護士協会が実施する1ヶ月以内の集中訓練を受ければ、本土での弁護士としての営業を申請できる。

付属文書VIによってこのように柔軟性が拡大されたことで、香港の弁護士会社および弁護士は、本土の法務サービス市場を開拓し、ビジネス機会を拡大しながら、時間と資源を有効利用できるようになるであろう。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づくHKSSのアクセス範囲
<p>- 外国法律事務所は本土の法律事務所と提携できない。</p>	<p>- 本土の法律事務所と提携するには、香港の法律事務所は次の4つの条件を満たしていなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 独自の社名、社屋、定款がなければならない。 2. 資産が10万人民元以上 3. パートナーが3名以上（弁護士資格を所有し3年以上の実務経験が必要） 4. 提携契約が書面で既定されていないなければならない。 <p>- CEPAでは、香港の法律事務所と提携する<u>本土の法律事務所</u>は、設立後3年以上経過していなければならないと規定されている。本土の法律事務所に雇用される常勤弁護士の人数は規定されていない。</p> <p>- 現在、本土に駐在員事務所を置く<u>香港の法律事務所</u>は、地理的制限なしに本土の法律事務所と提携できる。</p> <p>- 2009年10月より、本土に駐在員事務所を置く香港の法律事務所は、設立後1年以上が経過し、かつ1名以上の設立者が法律業務に5年以上従事した広東省の本土法律事務所と提携して営業できる⁹。</p>
<p>- 外国法律事務所の駐在員事務所：毎年6ヶ月の駐在が義務づけられている。</p>	<p>- 香港法律事務所の駐在員事務所の駐在員は、駐在義務を免除されている。</p>
<p>- 外国法律事務所は中国法の営業を行えない。</p>	<p>- 中国公民の香港居住者は、本土の司法試験を受験できる。</p>

⁹ 香港の弁護士には事務弁護士と法廷弁護士がいる。その実務年数は、香港律師会または香港大律師公会在発行したそれぞれの証書に示された各自の香港における実務年数によって基づいて算出される。

	<p>- 本土の法律事務所です1年間の研修を受ける本土の法律専門職資格を取得した香港居住者は、弁護士としての営業を申請できる。*</p> <p>- 研修は、香港に設置された本土法律事務所の支社で受けることができる。</p> <p>* 「実務訓練概要」および「実務訓練ガイドライン」に準拠</p> <p>- 2009年10月より、実務経験が5年以上あり、かつ本土の司法試験に合格した香港の弁護士は、本土の弁護士協会が実施する1ヶ月以内の集中訓練を受けることができる。この訓練を受け、考査に合格すれば、本土での弁護士としての営業を申請できる。**</p> <p>** 「中華人民共和国弁護士法」および全中国弁護士協会の法務申請のための研修管理規則（暫定規則）」に準拠。</p>
	<p>- 香港の法廷弁護士は、本土の民事訴訟において公民資格で代理人を努めることができる（本土当局が必要な実施規則および要件を制定中）。</p>

注記：～付属文書VIに基づく広東省パイロット措置による開放分野

医療サービス

香港の医療サービスの水準は高く評価されており、中国本土、特に広東省から多数の人が高度の医療サービスを受けに香港を訪れている。香港政府は香港の医療サービスの優位性を認めて、最近、経済成長の6つの新原動力の一つとして医療サービスを発展させる計画を発表した¹⁰。

本土では高度の医療サービスに対する需要が満たされていない。香港経営の診療所や香港で研修を受けた医師による高度医療サービスの提供は、競争の導入になり、本土市場の医療サービスの向上に寄与するだろう。

珠江デルタ地区改革発展計画綱要（2008～2020年）には、農村部および都市部の医療サービス制度の積極的開発を含め、PRDの公衆衛生および医療サービスを引き上げ、2020年

¹⁰ 経済成長の新原動力は（1）医療サービス、（2）教育サービス、（3）試験・証明、（4）技術革新、（5）文化・創造産業、（6）環境産業の6つである。

までにPRD地域の全住民が高品質な医療および衛生サービスを受けられるようにすると明記されている。広東省の医療サービス市場を香港の開業医にさらに開放することが、このPRD発展計画綱要の目標達成に役立つであろう。

2009年1月から広東省で実施されたパイロット措置の一環として、広東省の外来診療所に投資するHKSSの最低資本金および出資比率の制限が撤廃された。プロジェクトの設立認可手続も、広東省衛生行政部門が担当する。

投資条件の大幅緩和によってHKSSによる広東省における100%所有または合弁外来診療所の経営を許可したのに続いて、付属文書VIには、HKSSは2009年10月以降、持ち株比率70%以下の合弁または合作の医療機関を設立し、医療および歯科サービスを提供できるようにすると明記されている。

以前の措置で適格な香港永久居民に本土の医師および歯科医師資格試験の受験を許可したのに続いて、付属文書VIでは、免許薬剤師暫定資格審査制に基づいて香港の免許薬剤師の本土薬剤師試験の受験を許可し、香港の薬剤師に新たな機会を与えた。香港の薬剤師は、本土の試験に合格し、関連資格を取得すれば、免許薬剤師暫定資格審査制および関連規制に基づいて本土で登録を申請することができる。

香港には薬剤サービスに対する非常に大きな需要がある上に、毎年現地の大学を卒業する薬剤師の人数が少ないことから、CEPAの新自由化措置が香港の薬剤師を本土市場に誘致するのに役立つかどうかは、今後の動向を見なければ分からない。しかしCEPAには、状況に合わせて改定し、特惠アクセス待遇を強化できるという大きな利点がある。例えば、香港の医療サービス従事者に本土の資格試験の受験資格を与えるとともに、認定制度を通じて香港の医療サービス従事者が本土の「免許」の取得を申請できるようにする、などだ。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づくHKSSのアクセス範囲
- 合弁の医療機関（病院または診療所を含む）の設立が許可されている。	- 同じ
- 合弁病院の最低総投資額は2,000万人民元	- HKSSが合弁または合作会社によって病院を設立する際の最低投資額は1,000万人民元
	- 2009年10月よりHKSSは、持ち株比率70%以下の合弁または合作会社によって医療および歯科サービスを提供する医療機関を設立できる
	- HKSSは広東省に100%所有の外来診療所を設立できる** - HKSSによる広東省での合弁または合作会社の設立： - 合弁または合作会社の出資比率は制限されていない。* - 100%所有、合弁または合作会社の総投資額は制限され

	ていない。*
	- HKSSが100%所有、合弁または合作会社で外来診療所を設立する場合、広東省衛生行政部門がプロジェクトの設立認可手続を担当する。*
- 合弁病院または診療所が雇用する医療スタッフの大半は中国国籍を有していなければならない。	- 合弁病院または診療所は医療スタッフの大半に香港永久居民を雇用できる。
	- 香港で開業する法的資格を所有し5年間以上の実務経験を持つ香港永久居民は、本土の開業資格を取得した後、本土で開業することができる。
	- 中国公民である適確な香港永久居民は、資格認定を通じて本土の「開業医資格証」を申請し、取得できる。
	- 香港で医院および歯科の開業医資格を有する香港永久居民は、本土の資格試験を受験できる。 - 2009年10月より、香港の免許薬剤師であり、本土の免許薬剤師暫定資格審査制の申請資格を満たす香港永久居民は、本土の薬剤師試験を受験できる。 - 試験合格者には本土の「薬剤師免許」が発行され、本土の免許薬剤師暫定資格審査制および関連規制に従い登録することができる。
- 本土で短期医療サービスを提供する外国人開業医に対して発行される開業免許の有効期間は、最長6ヶ月 - 免許は失効時に1年間の延長を申請できる。	- 香港の開業医資格を持つ者が本土で短期医療サービスを提供する際に発行される免許の有効期間は最長3年 - 短期免許は更新可能

注記：* 付属文書VIに基づく広東省パイロット措置による開放分野
* 本土の外来診療所設立要件に準拠

音響・映像（AV）サービス

CEPAの現行規定には、映画やテレビドラマ番組の制作、映画事業、音響・映像製品の販売を含め、香港の音響・映像サービス産業のための重要な自由化措置が含まれている。

付属文書VIに基づき、ビデオおよび録音製品（映画製品を含む）を販売するHKSSが本土での販売会社を設立する際の出資形態がさらに自由化された。これまでは合弁事業の出資

比率が最大70%に制限されていたが、2009年10月から100%所有のビデオ・録音製品販売会社を設立できるようになった。

また付属文書VIでは、本土の主要制作会社の申請を受けて中国国家ラジオ映画テレビ総局（SARFT）が認可することを条件に、HKSSは、本土・香港共同制作作品だけでなく、本土制作映画のポストプロダクションにも従事できるようになった。近年、中国本土では、香港・本土の共同制作作品を含め、毎年300本以上の映画が上映されている。このCEPAの最新措置は、本土の音響・映像産業のバリューチェーンに対してHKSSがより幅広いサービスを提供できるようにすることで、ビジネス機会のさらなる創出につながる。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づくHKSSのアクセス範囲
音響・映像製品の販売 - 合作会社を通じて音響・映像製品を販売することが許可されている。	- HKSSは、出資比率最大70%の合弁事業を運営できる。 - HKSSは、本土のパイロット地域で本土制作の映画を配給する100%所有会社を設立できる。 - 2009年10月より、HKSSは、ビデオおよび録音製品（映画を含む）の配給サービスに従事する100%所有会社を設立できる。
ポストプロダクション	- 2009年10月より、HKSSは、本土の主要制作会社の申請を受けて中国国家ラジオ映画テレビ総局（SARFT）が認可することを条件に、本土の映画（共同制作を含む）のポストプロダクションに従事できる。

文化サービス

外資系企業（FIE）にはまだ開放されていないインターネット文化事業分野に分類される、本土のオンラインゲーム開発・ホスト市場に対する特惠アクセスがHKSSに与えられている。HKSSは、この分野で少数保有合弁会社の設立を許可されている。ただし、インターネット文化事業に従事し、本土でオンラインゲーム事業を開発・経営するために必要なすべての免許を取得するには多大な労力を要する¹¹。またオンラインゲームに従事するには、1,000万人民元以上の登記資本金が必要である。

実際には、香港のオンラインゲーム開発企業が製品を輸入オンラインゲームとして本土の適格インターネット文化事業企業に販売するのが、本土市場参入の早道のようにだ。ただし業界筋によれば、本土の当局が輸入オンラインゲームの審査を完了するのに数ヶ月かかる。

¹¹ 中国文化部（MOC）、工業・情報化部（MIIT）、新聞出版総署（オンライン出版物のコンテンツ監視を担当する）などの行政機関の承認を取得しなければならない。

したがって、全関係書類の提出を条件に、専門家による製品検査を含め、香港で開発された輸入オンラインゲーム製品のコンテンツ審査完了までの期間を2ヶ月以内に制限した付属文書VIの新措置は、こうした懸念に対する適時な対応といえる。

建設サービス

中国は現在、外国所有の設計建築会社が本土に100%所有の子会社または合弁会社設立を許可している。しかし、本土の専門職資格を持ち、実務経験を積んだ建築家、技術者、技術スタッフの比率に関して、厳しい条件が規定されている。また合弁事業の場合、出資比率も制限されている。これに対してCEPAでは、スタッフ要件を満たすために本土での登録を済ませた専門職の雇用が許可されていたり、出資比率の制限が緩和されたり、より柔軟な合弁企業の設立が認められるなど、より緩やかな参入条件がHKSSに与えられている。

またCEPAでは、急速な都市化およびインフラ建設ブームの中で急成長中の本土の建設業界に適用される規制が改定された場合に備えて、改定がHKSSに及ぼす影響にも配慮されている。そうした措置のひとつに、建設部（MoC）による本土の建設会社の資格評価の継続的な修正がある。

付属文書VIに基づき中国本土は、香港出資の建設会社が「建設会社資格基準」の改訂中あるいは新基準制定後に資格評価を受ける場合にも、その香港の建設会社が雇用した香港のプロジェクト管理者の資格を継続的に認定することを約束した。この新规定によって、新基準の制定前にプロジェクトが開催された場合や、制定前からプロジェクトに関与した場合にも、香港のプロジェクト管理者の役割は変更されることがなくなるため、プロジェクト管理者は、新基準制定後も完了までそのプロジェクトの管理を続けられる。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づくHKSSのアクセス範囲
<p>全般</p> <p>- 外国企業が100%所有の設計・建築会社を設立できる。</p> <p>- 100%所有の設計建築会社の設立を申請するには、中国内で建築士・設計士資格を得た外国人の数が、出願審査条件によって義務づけられた全有資格者数の4分の1未満であってはならず、関連</p>	<p>全般</p> <p>- HKSSが設立する設計建築会社および合弁都市計画会社の設立審査では、香港と中国本土両方での実績が考慮される。</p> <p>- MoC部令第114号「外資系設計・建築会社管理規定」の要件に関して、HKSSは、この要件を満たすために現地の登録専門職を雇用できる。</p> <p>- 設計・建築の合弁企業または合作会社を設立する際、HKSSの本土側パートナーには、登記資本の比率要件が適用されない。</p>

<p>する設計・経験を持つ外国人の数が、出願審査条件によって義務づけられた重要技術スタッフ数の4分の1未満であってはならない。</p> <p>- 合弁の設計建築会社の設立を申請するには、中国国内で建築士・設計士資格を得た外国人の数が、出願審査条件によって義務づけられた全有資格者数の8分の1未満であってはならず、関連する設計経験を持つ外国人の数が、出願審査条件によって義務づけられた重要技術スタッフ数の8分の1未満であってはならない。</p> <p>- 合弁の場合、登録資本に対する中国本土パートナーの出資比率が4分の1未満であってはならない。</p>	
	<p>- 2009年5月から新「建築会社資格基準」が制定されるまでの期間、香港企業が投資した建築会社が本土で雇用した香港のプロジェクト管理者の認定は、この香港建設会社の資格審査の際にも変更されない。</p> <p>- 新「建築会社資格基準」の制定後、当初に認定された香港のプロジェクト管理者は、プロジェクトが完了するまで、管理者として雇用されか、または新基準制定前に建設を開始したそのプロジェクトの管理者を続けることができる。</p>
<p>エンジニアリングサービス</p>	
	<p>- 中国本土で監督技師資格を得た香港の専門職従事者は、香港で登録業者か否かを問わず、広東省内での登録が認められる。*</p>
<p>都市計画&造園建設サービス（一般都市計画を除く）</p>	
<p>- 外国企業が100%所有の</p>	<p>- 現在の外国法人の参入条件に加え、複数のHKSSが設立す</p>

<p>都市計画サービス会社を設立できる。</p> <p>- 外資系設計建築会社または都市計画サービス会社が雇用する外国人専門家および技術スタッフは、年通算6ヶ月以上中国本土に居住しなければならない。</p>	<p>る合弁都市計画法人の設立審査では、香港と中国本土両方での実績が考慮される。</p> <p>- 香港居住スタッフについては居住の要件を緩和。香港に居住した期間も中国本土内居住期間に算入できる。</p>
	<p>- 中国本土で都市計画に従事する資格を得た香港居住者は、香港での登録業者か否かを問わず広東省内での登録が認められる。*</p>

* 付属文書Vに基づく広東省パイロット措置

不動産サービス

不動産サービスは大きくわけて、不動産仲介業、不動産管理、不動産調査（査定、建物調査、土地測量）の3つの主要分野から構成される。不動産サービスは中国では比較的新しい産業である。中国企業も次第に登場しつつあるが、本土の不動産市場では、香港をはじめとする、サービス水準に定評のある外国企業の方が積極的に活動している。

HKSSに対する開放分野が不動産プロジェクト・サービスにまで拡大され、プロジェクト・サービスを提供する100%所有会社の設立も許可された。このように開放分野が明確化されたことによって、HKSSはより効果的に本土市場に参入できるようになった。こうした措置は、本土の不動産サービスの近代化にも寄与するであろう。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づくHKSSのアクセス範囲
<p>- 高級不動産プロジェクトを除いて、外国企業が100%所有する不動産会社は、自己所有またはリース物件に関連する不動産サービスの提供を許可されている。</p>	<p>- 100%所有の不動産サービス会社は、高級不動産プロジェクトに関するサービスの提供を許可されている¹²。</p>
<p>- 手数料／契約ベースの</p>	<p>- 手数料／契約ベースの不動産サービスに関しては、外国企</p>

12 高級不動産プロジェクトとは、単位当たりの建設費が同じ都市の単位当たり平均建設費の2倍以上の不動産プロジェクトをいう。

不動産サービスに関しては、外国企業が過半数所有する合弁企業の設立が許可されている。	業の100%所有子会社の設立が許可されている。
	- 2009年10月より、HKSSは、本土において100%所有ペースで不動産プロジェクト・サービスを提供できる。

会議・展示会サービス

中国は2004年に国内の会議・展示会サービス市場を外資系企業に開放してきたが、中国本土の外資系企業による海外市場での展示会開催は禁止されている。中央政府はCEPAに基づき、中国本土の香港企業が海外市場で展示会を開催することを許可した。これは非常に重大な自由化措置である。

2007年以降、HKSSが本土で設立した展示会サービス企業は、海外市場での展示会市場主催を許可されたが、当初は、100%所有または合弁形式で、香港およびマカオで展示会を主催することを許可されただけであった。その後パイロット措置として、広東省および上海で登録された企業に限って、海外市場での展示会主催を許可された。この地理的制限が2009年1月から北京、天津、重慶、浙江に拡大された。また付属文書VIでは、2009年10月からさらに広西、湖南、海南、福建、江西、雲南、貴州、四川に拡大されることになった。このようにこれまでのCEPAの各段階を通じて、製品を海外に販売したいと思う積極的な企業や、ブランド定着を狙う多くの企業が存在する中国本土の主要な製造業を産業の主とする地域にある香港の展示会企業に対して、国外展示会市場が徐々に開放されてきた。

CEPAによって与えられた優位性にひかれて、多くの国際展示会企業が展示会のメッカである香港に進出しているが、香港の展示会企業は小規模企業が多い。本土での展示会主催サービスの「越境供給」を認めるCEPA規定は、こうした小規模な香港企業が本土で展示会を主催するための費用効果の高い戦略を策定するのに役立つだろう。付属文書VIに基づき、越境サービス提供許可地のリストに、2009年10月から従来の広東、上海のほか北京、天津、重慶、浙江、江蘇、福建が追加されることになった。

またパイロット措置の一環として、展示面積が1,000平方メートル以上の場合、認可業務が広東省の当局に委託されるため、広東省で外国企業向けの経済・技術展示会を主催するHKSSの申請手続は迅速処理される見込みである。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づくHKSSのアクセス範囲
- 外国の会議・展示会企業は、本土で100%所有または合弁会社を設立し、次のサービスを提供	- 同じ

<p>できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 本土での展示会 - 海外市場での会議 	<ul style="list-style-type: none"> - HKSSが投資する本土の展示会企業は、香港およびマカオで展示会を主催できる。
	<ul style="list-style-type: none"> - HKSSが設立した100%所有、合弁企業または合作会社で、以下の地区の登録企業であることを条件に、パイロット措置として海外展示会の主催が許可された。* - 広東、上海、北京、天津、重慶、浙江 - 2009年10月より、以下の省および自治体が追加される： 広西、湖南、海南、福建、江西、雲南、貴州、四川
	<ul style="list-style-type: none"> - HKSSは、越境して以下の地域での展示会主催サービスがパイロット措置として許可された。** - 広東、上海 - 2009年10月より、以下の省および自治体が追加される：北京、天津、重慶、浙江、江蘇、福建
	<ul style="list-style-type: none"> - 2009年10月より、HKSSが広東省で展示面積1,000平方メートル以上の海外経済・技術展示会の開催を申請する場合、その認可手続は広東省当局に委託される。***

注記：～付属文書VIに基づく広東省パイロット措置

* 本土の法律および規制に従い中国国際貿易促進委員会（CCPIT）の承認が必要

** 本土の法律および規制に従い商務部（MOFCOM）の承認が必要

*** 出展者がタイトルの冒頭に「中国／中国の」という言葉を使用する場合のみ、広東省商務当局の通知によりMOFCOMの承認が必要

観光および旅行関連サービス

中央政府は、CEPAに従い本土の外国旅行市場を香港の旅行会社に開放した。HKSSが広東、広西、湖南、海南、福建、江西、雲南、貴州、四川で設立した100%所有または合弁旅行会社は、それら地域の永久居民の香港・マカオ団体旅行を主催できる。

香港団体旅行に関する既存のCEPA規定を補い、中国公民の扱いを受ける香港永久居民が本土からの香港・マカオ団体旅行のツアーガイドを務められるようにするために、付属文書VIには、本土の国際旅行会社および香港・マカオ団体旅行を主催する香港投資の旅行会社は2009年10月より、本土の外国旅行ツアーガイド資格を取得した香港のツアーガイドを雇用できると明記されている。

長距離旅行を含め、本土から海外旅行に出かける観光客が増大するに従って、外国語に堪能で、添乗経験も豊富な香港のガイドだけでなく、外国旅行の企画で評価の高い香港の旅

行会社にもより大きな機会がもたらされることになるだろう。また香港の投資する広東省の旅行会社の承認手続に関するパイロット措置を含め、HKSSの本土市場参入条件を緩和するCEPAの規定は、高品質な香港の旅行会社およびツアーガイドの導入というかたちで本土の観光業の近代化に役立つであろう。

今後は、台湾旅行の途中で香港を訪れる本土の観光客が増大することが予想されるが、これも香港の観光業に利益をもたらすだろう。付属文書VIに基づく新たなCEPA措置によって、台湾団体旅行の主催を許可された本土の旅行会社は、有効な出入国許可と、トランジットの際に香港を訪れて滞在できるLビザの両方を保有する本土居住者の台湾団体旅行を主催することを許可された。このCEPAの新措置を利用して、香港の観光産業が複数の目的地に向かうツアー製品を開発することが予想される。またこの新措置によって新たな観光客が本土からもたらされることで、香港の小売やホテル業界にも利益をもたらす出だろう。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づくHKSSのアクセス範囲
<ul style="list-style-type: none"> - 外国企業は100%所有の旅行会社を設立できる。申請企業は、年商1,500万ドル以上、登録資本250万人民元以上でなくてはならない。 - 外資系の合弁旅行会社を設立できる。 - 外国企業側パートナーは、(全世界の)年商が800万米ドル以上でなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> - パイロット措置として、HKSSが設立した100%所有または合弁旅行会社が以下の省の住民を対象に香港・マカオ団体旅行の実施を申請することが許可された。 <ul style="list-style-type: none"> - 広東、広西、湖南、海南、福建、江西、雲南、貴州、四川 - 広東省は、100%所有、合弁または合作会社によって広東省に企業を設立するHKSSの認可業務を委託された。*
<ul style="list-style-type: none"> - 外国企業はツアーガイドとして中国公民を雇用しなくてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> - 中国公民である香港永久居民は、本土のツアーガイド資格試験を受験できる。試験に合格すれば関連要件に基づいて本土ツアーガイド資格を取得できる。 - 2009年10月より、中国公民である香港永久居民は、本土の海外旅行添乗員資格を取得できる。団体海外旅行の主催を許可された本土の国際旅行会社や、本土居住者の香港・マカオ団体旅行の主催を許可された香港およびマカオの旅行代理店は、この資格を取得した香港永久居民を雇用できる。
	<ul style="list-style-type: none"> - 台湾団体旅行の主催を許可された本土の旅行会社は、有効

な出入国許可と、トランジットの際に香港を訪れて滞在できるLビザの両方を保有する本土居住者の台湾団体旅行の主権を許可された。この措置は、本土居住者の海外旅行を奨励し、香港の旅行会社が複数の目的地向けの団体旅行製品を開発できるようにするためのものである。

注記：* 付属文書VIに基づく広東省パイロット措置

輸送サービス

航空輸送

CEPAに基づく中国本土市場に対する拡大アクセスを利用して、香港企業は航空輸送販売代理店サービスを提供している。香港企業は現在、100%所有子会社、合弁会社または合作会社のいずれかで航空輸送販売代理店を本土に設立し、国内および国際輸送サービス（香港、マカオ、台湾を含む）を提供できる。これは、タイプIおよびタイプIIの乗客および貨物航空輸送販売代理店業に該当する。香港企業に適用される登記資本要件は本土企業と同一である。

ただし、中国航空運輸協会（CATA）発行の中国民間航空輸送代理店資格手続の規定によれば、100%所有子会社、合弁会社、または合作会社のいずれの場合も、本土でタイプIおよびIIの航空輸送販売代理店の設立を申請する際にCATAの現地代表事務局による詳細な予備審査を受けなければならない。CEPAではこの規定が緩和され、HKSSは申請をCATAに直接提出して審査を受けられるようになった。

またHKSSは現在、本土での航空輸送販売代理店設立を申請する際、国内銀行と外資系銀行の両方を含む、本土に設立された銀行またはCATA推薦の保証企業（ただし保証する中国資本の企業の資本金が保証を受ける香港企業の資本金以上でなければならない）の経済保証を提出するよう義務づけられている。付属文書VIでは、HKSSは、航空輸送代理店の設立を申請する際に香港の銀行の経済保証を提出し、その後申請が本土の当局によって承認されてから所定の期間内に、本土で設立された銀行またはCATAの推薦の保証会社の経済保証を追加提出できるようになった。

CATAに当初申請する際に香港の銀行の経済保証を提供できるようにするこの措置によって、2009年10月以降、HKSSの本土市場進出がさらに加速されるであろう。香港の銀行はHKSSの事業経営についてより詳細な情報を得ていることから、HKSSは申請に必要な経済保証を得やすくなるだろう。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づくHKSSのアクセス範囲
- 外国企業は少数出資の合弁会社を設立し、航空	- HKSSは100%所有子会社を設立し、航空輸送販売代理店サービスを提供できる。

輸送関連サービスを提供できる。

- 適用される登記資本要件は本土企業と同じである。
- 100%所有子会社、合弁会社、または合作会社のいずれかで航空輸送サービス販売代理店の設立を申請する際、HKSSはCATAの地元の事務局による詳細な予備審査を受けずに、CATAに直接申請書類を提出できる。
- HKSSは、中国本土コンピュータ予約システム（MCRS）のサービス事業者と合弁企業を設立できる。ただし、中国本土側の出資比率が50%以上でなければならない。
 - 合弁設立の認可は経済的ニーズに照らして判断される。
- HKSSは、100%所有・合弁・合作の航空輸送営業代理店の設立を申請する際、中国本土で設立された銀行またはCATAの推奨の保証会社の保証書を提出しなくてはならない。
- 2009年10月より、HKSSは、航空輸送営業代理店の設立申請時に香港の銀行の経済保証を提出し、申請が本土の当局によって認可されてから所定の期間内に、本土で設立された銀行またはCATAの推薦の保証会社の経済保証を追加提出できるようになる。

海上輸送サービス

他の外国企業に適用される条件と異なり、HKSSはCEPAによって100%所有の法人を設立できるため、各種の海上輸送関連サービスをより柔軟なカタチで提供できる。

中国国際海上輸送業の海外投資管理に関する規制によれば、国際船荷取扱、国際船舶管理、海上貨物運搬、海上貨物通関、コンテナ・ステーションおよびデポ・サービス、国際海運、港湾荷役、国際海運コンテナターミナルおよびヤード事業に従事できるのは、外資比率が過半数以下の合弁事業だけである。

それに対してCEPAでは、国際船舶管理、コンテナ・ステーションおよびデポ・サービス、外航利用運送事業（NVOCC）、港湾荷役、香港と本土港間のタグボート・サービス、船舶整備・修理サービス、国際海上コンテナリース・売買・修理、コンテナ部品売買、香港船籍船の船舶調査、広東省・香港間航路を運行する船舶への代理店業務など、海運サービスに従事する100%所有子会社を設立できる。

付属文書VIではHKSSの事業範囲がさらに拡大され、2009年10月以降、本土船舶を利用

したHKSSによる香港と広東省クラスB港間の海上輸送に関して、船舶輸送引受、船荷証券発行、運送料の決済、役務契約締結等の一般業務サービスを提供する100%所有海運会社を本土に設立できるようになった。

本土にはクラスAとクラスBの2種類の港があり、本土の法律に基づき、外国船はクラスA港にしか入港できなかった。HKSSは2004年1月以降、HKSSが所有または運行する船舶のための一般業務サービスを提供する100%所有海運会社の本土への設立を許可されていたが、活動範囲はクラスA港に制限されていた。

広東省にはクラスA港が約30、クラスB港が約80ある。クラスA港のある典型的な都市には、広州、深圳、珠海、東莞、仏山、江門がある。またクラスB港のある都市には、雲浮、肇慶などがある。HKSSは2009年10月以降、本土の船舶を利用して広東省のクラスB港で通常の業務サービスを提供できるようになるため、クラスB港に寄港するために第三者の本土海運会社を利用する必要がなくなる。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づくHKSSのアクセス範囲
<p>- 外国企業は、海上輸送分野の合弁企業の49%まで所有できる。</p>	<p>- HKSSには以下の海上輸送サービスを提供する100%所有海運会社を設立できる。*</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国際船舶管理 - コンテナ・ステーションおよびデポ・サービス - 外航利用運送事業 (NVOCC) - 港湾荷役 - 香港登録船の船舶検査 - 国際海上コンテナのリースと売買、コンテナ部品の売買 - 船舶の保守管理と修理サービスおよび香港と中国本土の港湾間のタグボートサービス - 船舶輸送引受、船荷証券の発行、運送料の決済、役務契約の締結等の一般業務 <p>- 広東省・香港／マカオ航路の船舶運航会社に海上輸送販売代理店サービスを提供する企業または支店を広東省に設置することがパイロット措置として許可された。*</p> <p>- 2009年10月1日以降、HKSSは、本土船舶を用船したHKSSによる香港と広東省クラスB港間の海上輸送に関して、船舶輸送引受、船荷証券発行、運送料の決済、役務契約締結等の一般業務サービスを提供する100%所有海運会社を本土に設立できる。~</p>
	<p>- HKSSは、第三者国際船舶代理業務を行なう合弁事業を中国本土に設立できる。HKSSの出資比率は51パーセントが</p>

	上限。
	- 2009年10月1日以降HKSSが100%所有、合弁または合作会社として本土に設立した国際船舶管理会社は、外資系人材派遣または仲介代理店の資格申請を行わずに、船員派遣タイプの労務協力事業の資格を申請できる。** ** 船員の派遣先は、香港登録船または香港の船主の運航船舶に限定される。

注記：# CEPA 付属文書Vに従い、海上輸送サービスを提供するHKSSは、保有船舶のトン数の過半が香港に登録されていなくてはならない。ただしこのトン数制限はタグボートサービスには適用されない。

~ 付属文書VIに基づく広東省パイロット措置

* 付属文書Vに基づく広東省パイロット措置

鉄道輸送

乗客鉄道輸送は、外資制限産業目録の記載産業であり、現在、外国企業は本土企業との少数所有合弁企業しか許可されていない。

付属文書VIに基づきHKSSは、100%所有事業の形で深圳地下鉄4号線の敷設、運営、管理を許可された。これによって鉄道がCEPAに基づき自由化された産業分野に新たに追加され、HKSSが本土の鉄道輸送市場に進出する突破口が開かれた。

香港には地下鉄の敷設および運営に関して数十年に渡る経験があり、その効率的なシステムは世界でも最良のものと見なされている。HKSSの深圳地下鉄の敷設・運営市場への参入を認めることで、本土の鉄道サービスの水準の向上に香港の専門技術が寄与できるようになるだろう。

さらに珠江デルタ地区改革発展計画綱要（2008～2020年）に従い、香港は徐々にPRDに統合される予定である。深圳地下鉄の開発市場にHKSSの参入を認めたことは、両都市のインフラ接続の改善にも役立つであろう。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づくHKSSのアクセス範囲
- 外国企業は少数所有合弁会社で鉄道乗客輸送サービスを提供できる	- HKSSは、深圳地下鉄4号線を敷設・運営・管理する100%所有会社を設立できる。~

注記：~ 付属文書VIに基づく広東省パイロット措置

個人所有店

CEPAの個人所有店規定は、香港居住者の起業と移住を促進する重要な措置である。2004年のCEPA施行時には、フランチャイズを除くと個人所有店は広東省内の小売店にしか許可されていなかったが、今では香港永久居民の個人所有店に対して開放された分野がかな

り拡大された。

付属文書VIでは、個人診療所、経済・貿易コンサルティング、企業経営コンサルティング、特定の卸売の4分野が追加され、中国公民として扱われる香港永久居民は、外国人投資家に適用される認可手続を経ずに、計27の分野で本土に個人所有店を開設できるようになった。また広東省では、パイロット措置として2009年1月から通商ブローカー（オークションを除く）¹³にレンタル・リース（宅地の賃貸・リースは除く）の2分野が個人所有店に対して開放された。このような個人所有店の参入分野の拡大によって、香港の住民により大きな機会と選択肢が提供された。

2009年1月以降、CEPAに基づいて外来診療所を広東省に設立するための条件が大幅に緩和され、合弁会社の場合、最低投資額や出資比率の条件が廃止された。しかし、中国本土で「総合外来医院」「専門外来医院」などに分類される外来診療所に比較すると、香港の開業医は、特に2009年1月に資格相互認定によって本土の開業医資格を取得できるようになってからは、比較的簡単に個人診療所を設立できるようになった。

香港で開業する法的資格を所有し5年間以上の実務経験を持つ香港永久居民は、本土の開業資格を取得した後、本土で開業することができる。診療所の開設および登録申請は、本土の規制に従って取り扱われる。また付属文書VIに基づき、個人診療所が個人経営店の開放分野に追加された。これに伴い、本土で個人診療所を開設するための手続がさらに合理化されると見られる。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づくHKSSのアクセス範囲
- 中国のWTOに対する公約には、外国人による本土での個人所有店経営の許可が含まれていない。	- CEPAに基づいて、中国公民である香港の永久居民だけが、外資に適用される認可手続を適用されずに中国本土のどの省・都市にも以下のサービスを行なう個人所有店を開設できる。# - (1) 小売 (2) 食品およびケータリング (3) 理髪 (4) 美容・ヘルスケア・サービス (5) 浴場 (6) 家電・日用品修理、(7) 製品・技術輸出入 (8) DPE (9) クリーニングおよび染色 (10) 自動車・バイク修理整備 (11) 作物栽培 (12) 畜産 (13) 水産養殖 (14) コンピュータ修理 (15) 技術交換・促進サービス（フランチャイズ方式を除く） (16) コンピュータ・サービス (17) ソフトウ

¹³ ここに言う「通商ブローカー（Trade brokerage and commission agency）」とは一般に、手数料報酬の代理人、商品ブローカー、競売人（ただしCEPAの付属文書Vでは競売人を明示的に除外）、営業代理店が特定の製造法人のために行なう活動を指す。売買の仲介、クライアントの代理人として行なう商品取引の実行など。

	<p>エア・サービス (18) 陸運貨物輸送 (19) その他の輸送サービス (国際配送を除く) (20) 倉庫・保管サービス (21) 業務翻訳・通訳サービス (22) ビル清掃 (23) 広告制作 (フランチャイズ方式を除く)</p>
	<p>- さらに2009年1月以降、香港の永久居民は、次の分野の個人所有店を広東省内で営業できるようになる。*</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通商ブローカー (オークションを除く) ・ レンタル/リース (住宅のリース・賃貸を除く)

注記： #香港居住者の設立した「個人所有店」の運営に従事する人員は8人以下で、店舗面積は（栽培、酪農、水耕栽培を除いて）300平方メートル以下とする。

* 付属文書Vに基づく広東省パイロット措置

流通サービス

CEPAは、すでに開放が進んでいた中国本土の流通市場の参入障壁の撤廃に大きく貢献した。WTOの公約に従い、本土政府は、2006年12月に流通サービス分野の外資参入に対する制限を、1項目を除いて全廃した。廃止されなかった項目は、外国企業が単独で中国で30店以上を経営し、それらの店舗で医薬品、農薬、マルチングフィルム、化学肥料、植物油、食用糖、木綿を取り扱う場合には、外国人株式持分比率を49%以下に制限する規制である。

これに対して香港企業の場合、CEPAに基づき、別のサプライヤーから仕入れた別ブランド製品である場合、100%所有会社を通じて上記品目を販売できる。2009年1月から施行されるこの措置は、香港の大手小売企業により大きな柔軟性を与え、本土での積極的事業拡大を促すためのものである。

また付属文書VIに基づいて、HKSSは出版物流通会社を本土に設置できる。この出版物流通会社に適用される最低登録資本額は、本土企業と同じである。

印刷サービス

CEPAは、香港のサービス業者が中国本土市場に参入する際の障壁の引き下げに貢献した。包装材の印刷サービスを行なう会社を設立する場合、他の外国企業では最低資本金が1,000万人民币元に規定されているのに対して、香港の企業には内国民待遇が与えられ、最低資本金が国内企業と同じ150万人民币元で済む。同様に付属文書VIに従い、HKSSは100%所有または合弁形式で出版物流通会社を本土に設立できる。

現行のアクセス範囲	CEPAに基づくHKSSのアクセス範囲
- 外国企業は中国本土に少数出資の合弁によって	- HKSSは、出版物等の印刷を行なう合弁会社を本土に設立できる。ただしHKSSの出資比率は49パーセント以下とす

出版物等の印刷を行なう会社を設立できる。	る。
- 包装材を印刷する印刷会社を設立するために必要な最低登録資本は1,000万人民元である。	- HKSSは、包装材の印刷・製造を行う100%所有会社を本土に設立できる。 - 最低登録資本は本土企業と同じ150万人民元である。
	- 2009年10月よりHKSSは、校正、デザイン、活字組み等の印刷前サービスを提供する、活字組み制作サービス会社を100%所有または合作会社の形式で本土に設立できる。

CEPA 付属文書VIおよび他の広東省協力措置に基づき追加された新サービス分野

CEPA 付属文書VIによって2つの新分野が追加され、自由化措置の適用されるサービス産業は計18分野に拡大された。新分野のひとつに、前に触れた鉄道輸送関連サービスがある。もうひとつ新分野は自然科学・工学分野の研究・実験サービスで、HKSSは2009年10月以降、本土でこれらのサービスを提供する100%所有会社または合弁会社を設立できるようになる。

新分野のひとつである研究・実験サービス分野で注意すべきなのは、CEPAの前段階で採用されてなかったにもかかわらず、その後他の自由貿易協定締結国に与えられた自由化措置をCEPAの後続段階に盛り込むという、中央政府の慣習によって付属文書VIに追加されたということである。前の2つの付属文書にチリおよびASEANに与えられた自由化措置が盛り込まれたのに続いて、今回はパキスタンに与えられた3つの自由化措置が追加された（他の2件は前述の「不動産プロジェクト・サービス」と医療・歯科サービス」関連）。

2009年10月から計9件のパイロット措置が実施される。前に触れた銀行、法務、展示会、証券、海上輸送、鉄道輸送以外に、付属文書VIではHKSSの広東省の公益事業および通信市場へのアクセスが拡大される。具体的には、公益事業に従事するHKSSは、広東省の人口100万人以下の都市において都市ガス供給網を敷設および運営する場合、出資比率制限を適用されなくなる。

広東省には、いずれも人口100万人以上の19の地級市と2つの副省級城市（広州および深圳）¹⁴の計21の市がある。そのほかに23の縣級市があり、その多くは人口が100万人未満である。CEPAの新規定は、公益事業に従事するHKSSにより大きな柔軟性を与え、事業をより広く広東省市場に拡大できるようにするものである。

14 1) 清遠市 (2) 韶關市 (3) 河源市 (4) 梅州市 (5) 潮州市 (6) 肇慶市 (7) 雲浮市 (8) 佛山市 (9) 広州市 (10) 東莞市 (11) 惠州市 (12) 汕尾市 (13) 揭陽市 (14) 汕頭市 (15) 湛江市 (16) 茂名市 (17) 陽江市 (18) 江門市 (19) 中山市 (20) 珠海市 (21) 深圳市

通信分野のHKSSは、本土と香港の関連覚書（MOU）で規定される要件に従い、香港でだけ利用可能な固定電話／携帯電話カードの広東省での販売を許可されることになった。しかし、衛星携帯電話カードはこの措置の適用を除外された。

専門職資格の相互認定および資格試験

CEPAによって香港企業が中国本土で従事できるサービス産業の分野が拡大されただけでなく、専門職資格の相互認定や香港居住者による本土の資格試験の受験許可を通じて、本土のサービス市場に参加する香港の専門職従事者や住民に対する許容範囲も拡大された。

例えば適格な香港居留民は、本土のさまざまな専門職および技術職の資格試験を受験することができる（医師、薬剤師、弁護士、数理士、技術者、会計士等）¹⁵。

付属文書VIでは、2009年3月31日以前に香港会計士協会（HKICPA）の会員であった香港居住者が、本土の公認税理士資格試験を受験する際、「財務及び会計」試験を免除されることになった。CEPAの補足協定によって、今後より多くのHKICPA会員が、相互免除制度の適用を受けられるようになるだろう。

付属文書VIに基づくサービス産業自由化措置の一環として、中央政府と香港政府は、双方の管轄当局または専門機関が、(a) 本土の監督技師と香港の建築技師および建築家、(b) 双方の不動産取引士の相互認定による資格試験の免除に関する作業を進め、また(i) 香港と本土の造園建築家、(ii) 本土の公認不動産管理士と香港房屋經理学会（The Hong Kong Institute of Housing）および (iii) 双方の印刷技術者間の技術交換を推進することに合意した。

15 これにはほかに、以下の資格試験が含まれる。建築士、構造技師、土木技師（地質）、建築監督技師、積算技師、都市計画士、不動産取引士、安全技術者、原子力安全技術者、建築施工士、施設技師、化学技師、土木技師（港湾水路）、施設監督技師、環境アセスメント技師、不動産鑑定人、電気技師、会計簿記、会計士補、公認会計士、税理士、資産鑑定人、歯科技工士、採掘権評価人、コンサルティングエンジニア、国際ビジネス士、土地登記代理士、宝石鑑定人、翻訳者、コンピュータ技術およびソフトウェア。

◆商品貿易

最新動向

中央政府は、2006年1月に施行されたCEPA付属文書IIに基づき、中古電気機器・医療器具、化学廃棄物、都市ごみ、虎の骨、サイの角などの禁止品目を除くすべての香港原産製品にゼロ関税を適用した。ただし、対象品目がゼロ関税の適用を受けるにはCEPAの原産地規則を満たしていなければならない。CEPA原産地規則がまだ合意されていない品目に関しては、域内製造業者の要請を受け、香港政府が毎年2度、本土政府との協議を開始することになっている。

2004年のCEPA施行から2009年上半期までの間に中国本土および香港政府は、計1,537品目の原産地規則に関して合意に達した。2009年7月から、CEPAに基づくゼロ関税適格品目リストに新たに28品目が追加される。これによりCEPA原産地規則の適用を受け、ゼロ関税の適用を受ける品目が1,537品目から1,565品目に増大した。

新規追加品目には、生鮮および乾燥パイナップル、非冷凍ジャガイモ、シャンプー、ヘアケア製品、歯磨き、入浴剤、綿織物、化繊織物、鉄またはスチール製容器、磁気共鳴画像装置、X線装置、歯ブラシなどがある。2008年に香港はこれら28品目を本土向にわずか800万香港ドルしか地場輸出していないが、ゼロ関税の適用により今後は増大し続けるであろう。ゼロ関税措置が適用されない場合のこれら28品目の関税率は4%から17.5%である。

新たにゼロ関税が適用される香港原産の28品目

本土の 2009年 関税コード	製品の説明	現行 関税率 (%)	2008年の 香港からの 本土向け 地場輸出額 (100万香港ドル)
0804 3000	生鮮または乾燥パイナップル	12	0
2005 2000	酢以外で調理または保存処理された非冷凍ジャガイモ	15	0
3305 1000	シャンプー	6.5	2.973
3305 9000	その他のヘアケア製品	10	0.245
3306 1010	歯磨き	10	0.324
3307 3000	香料入り入浴剤およびその他の入浴剤	10	0.595
3401 1100	トイレ用石けんまたはその他の有機表面活性剤（バー、固形状、成形品の薬用品を含む）	10	0.007

5208 1900	木綿の重量比85%以上で200g/m ² 以下のその他の未漂白織物	10	0.064
5208 2900	木綿の重量比85%以上で200g/m ² 以下のその他の漂白織物	10	0
5209 2900	木綿の重量比85%以上で200g/m ² 以上の多色糸の織物	12	0.086
5209 4900	木綿の重量比85%以上で200g/m ² 以上の多色糸の織物	10	0.029
5210 1990	木綿の重量比85%以下で主に化繊、または化繊だけを混紡した200g/m ² 以下のその他の未漂白織物	12	0
5210 2100	木綿の重量比85%以下で主に化繊、または化繊だけを混紡した200g/m ² 以下の漂白平織り綿織物	14	0.025
5210 2910	木綿の重量比85%以下で主に化繊、または化繊だけを混紡した200g/m ² 以下のクロスツイルを含む、その他の漂白三枚または四枚綾織物	14	0
5210 3900	木綿の重量比85%以下で主に化繊、または化繊だけを混紡した200g/m ² 以下のその他の染色織物	10	0.180
5210 4990	木綿の重量比85%以下で主に化繊、または化繊だけを混紡した200g/m ² 以下の多色糸の織物	10	0
5211 2000	木綿の重量比85%以下で主に化繊、または化繊だけを混紡した200g/m ² 以上のその他の漂白織物	14	0
5211 4300	木綿の重量比85%以下で主に化繊、または化繊だけを混紡した200g/m ² 以下のクロスツイルを含む、その他の多色糸の白三枚または四枚綾織物	10	0.483
5407 1010	ナイロンまたは他のポリアミド強力糸を用いた強力糸織物	10	0
5407 4100	ナイロンまたはその他のポリアミドの重量比が85%以上の他の漂白または未漂白織物	10	0
5407 7100	他の合成繊維の重量比が85%以上の漂白または未漂白織物	10	0
5407 8100	他の合繊の重量比が85%以下の主に綿、または綿だけを混紡したその他の漂白または未漂白織物	10	0.031

5407 9100	合織の重量比が85%以下のその他の漂白または未漂白織物	10	0
7310 1000	容量50L以上、300l以下の鉄またはスチール製の汎用容器	10.5	0.121
7310 2900	容量50L未満の鉄またはスチール製の汎用タンク、キャスク、ドラム、ボックス、同様の容器	17.5	2.467
9018 1300	磁気共鳴画像装置	4	0
9022 1990	他のX線装置	4	0
9603 2100	歯ブラシ（義歯ブラシを含む）	10	0.525
合計		該当せず	8,154

出典：中国税関、香港統計局

香港原産製品にとってのコスト削減

ゼロ関税の適用は、中国本土で販売される香港原産国内輸出品のコスト削減という直接的利益をもたらす。2004年1月から2009年5月にかけてCEPAの各段階で総額178億香港ドルの製品に相当する計4万4,233件の香港原産地証明書（CEPA）が発行された。最大の受益産業は繊維・衣料であり、それに食品・飲料、プラスチック・プラスチック製品、医薬品、化学品、卑金属、着色剤、紙・印刷物が続く。

原産地証明を受けた香港原産品の内訳 （2009年5月31日現在）

製品の種類	原産地証明書の発行件数
織物・衣料	11,710
食品・飲料	11,513
プラスチック・プラスチック製品	6,534
医薬品	5,673
化学品	2,490
卑金属製品	1,973
着色剤	1,529
紙・印刷物	1,458
電機・電子製品	641
ジュエリー・貴金属	468
時計・腕時計・時計部品	291
光学・写真・映画機器	180
食品残渣・飼料	70
化粧品	62
皮革・毛皮製品	62

機器	23
家具	1
玩具・ゲーム・スポーツ用品	1
その他	5
合計	44,233

注記：複数品目に対して発行された原産地証明があるため、合計件数は各項目の合計数を下回る。

出典：香港工業貿易署

ゼロ関税が適用される品目が2004年の374から2009年7月1日現在の1,565と急激に拡大されたことから、香港の対中国本土国内輸出に占めるCEPA適用品目の比率が3パーセントから18パーセント超まで拡大した。

CEPA 適用品目の輸出高および香港の対本土輸出に占める比率

年	輸出高 (100万香港ドル)	対本土輸出高に占める比率	国内輸出に占める 比率
2004	1,150	3.0	0.9
2005	2,366	5.3	1.9
2006	3,254	8.1	2.4
2007	4,430	10.9	4.1
2008	4,819	13.9	5.3
2009 (1月-4月)	1,409	18.2	8.3

出典：香港工業貿易署、香港統計局

□ CEPA 2009 自由化措置——その意義と展望

CEPAはオープンで発展途上の枠組みとして、香港と中国本土当局との間で製品やサービスの貿易自由化を進め、さらに将来は他の分野にも協力関係を広げていくことを目指している。PRD開発の野心的な青写真である珠江デルタ地区改革発展計画綱要（2008～2020年）の精神に則って、香港と広東省との協力関係を強化するための措置が、CEPA付属文書VIに基づく多数のパイロット措置によって具体化されている。

これまでの付属文書と同じように、2009年に発表された付属文書VIでも、参入条件の緩和や香港のサービス事業者、専門職、居住者が本土市場、特に広東省により柔軟に進出できるようにすることで、サービス分野の自由化が強化された。20のサービス分野を対象にしたCEPA付属文書VIに基づく29の自由化措置のうち、9つの措置は広東省を対象にしたパイロット措置である。その名が示すとおり、パイロット措置は、広東省における前例のない機会をHKSSに提供する。例えばHKSSは、広東省に支店を「越境」設置でき、他の

外国企業に開放されていない広東省のB港を利用でき、持ち株比率の制限を受けずに、人口100万人以下の広東省の都市で都市ガス供給網を敷設・運営できる。また展示面積1,000平方メートル以上の展示会の開催を広東省の当局に申請でき、香港で使用する一部の固定／携帯電話カードを広東省で販売できる。

CEPAは、香港企業による本土市場の開発を容易にするだけでなく、現地産業の発展にも寄与している。例えば、付属文書VIに基づく音響/映像、文化、出版、印刷などに関する多くの措置は、香港政府が経済成長の6つの新原動力に位置づけているクリエイティブ産業のひとつである。

製品貿易に関しては、ゼロ輸入関税措置によってブランド、デザイン、品質、技術面で付加価値の高い製品や、知的所有権価値比率の大きい製品に対する投資やそのような製品の生産施設が香港に誘致される可能性がある。また現在香港でまだ生産されていない製品に関しても、原産地規則に関する香港と本土の年2回の協議によって原産地規則が制定されれば、その製品に関心を持つ企業を香港に誘致できる可能性がある。



HONGKONG | JAPAN
BUSINESS CO-OPERATION
COMMITTEE

香港貿易發展局（香港・日本經濟委員會 事務局）

東京事務所

〒102-0083 東京都千代田区麹町3丁目4番地 トラスティ麹町ビル6階

電話：03-5210-5850 ファックス：03-5210-5860 E-mail：tokyo.office@tdc.org.hk

大阪事務所

〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3番13号 大阪国際ビルディング10階

電話：06-4705-7030 ファックス：06-4705-7015 E-mail：osaka.office@tdc.org.hk

www.hktdc.com (英語) <http://japan.hktdc.com> (日本語)